

## 4.1 大口町

2017年10月 日

各市町村長 様

各市町村議会議長 様

(陳情団体)

愛知自治体キャラバン実行委員会

代表者 森谷 光夫

名古屋市熱田区沢下町9-7

労働会館東館3階301号

### 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

#### 【趣旨】

日頃のご尽力に敬意を表します。

さて、安倍内閣の成長戦略や経済政策の中心的課題として社会保障の全分野にわたる見直しが非常に速いテンポで進められています。2012年の社会保障改革プログラム法に基づいて、2014年・2015年と医療・介護の連続的な制度改革、年金や生活保護の引き下げ、14年の総合確保法、15年の医療制度関連法などで少なくとも19年度まで具体化されています。さらに、「骨太方針2017」、社会保障・税一体改革の促進で、「我が事・丸ごと地域共生社会」にむけ自立や共助を前提に、「地域丸投げ」の地域づくりが強調されています。

一方で、限界を超える医療・介護の負担増で、国民の命と生活は深刻な事態になっています。厚労省の調査(2016年6月)による、国民健康保険料滞納は約312万世帯、後期高齢者医療制度では約23万人。全日本民医連の「2016年経済的事由による手遅れ死亡事例調査」(17年3月)では、経済的事由で治療が遅れた死亡事例は加盟組織で58件。また、介護保険制度で「軽度」者の利用者・家族約800事例の調査結果では、利用抑制や介護離職などで生活が困窮する事例があるなど、看過できない事例が山積となっています。

私たちは、今年38年目を迎えるキャラバン要請行動の中で、住民の暮らしを守り改善する要求を掲げ、市町村に要請し、多くの要望を実現していただきました。また、地域住民の命と暮らしを守る本来の自治体の役割發揮をお願いしながら、地域住民の実情や要望を踏まえ、国の制度政策について改善を求めてまいりました。

ひきつづき住民の命と暮らしを守るために、以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

#### 【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

##### 【I】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

###### 1. 安心できる介護保障について

###### ★(1)介護保険料・利用料について

①第7期の介護保険料は、一般会計からの繰入や基金の取り崩しによって引き下げてください。

保険料段階を厚労省基準よりも多段階に設定することで低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

#### 【回答】

介護保険料について、高齢化率が上昇し、要介護認定者数が増加する中、介護保険料を引き下げるることは困難であると考えます。今年度は、第6期介護保険事業計画の最終年、次期第7期計画の策定の年であります。効果を鑑みながら、サービスの見直し等を検討します。

介護保険料の基準額は第5期から据え置き、低所得者層へは公費負担による軽減を図る一方、高所得者層へは所得1千万円以上の区分を設け、能力に応じた負担をお願いしています。

②介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【回答】

大口町の市町村特別給付の中に、介護用品購入支援費事業や在宅サービス利用支援費事業があり、非課税世帯の方がおむつなどの介護用品の購入やデイサービスを利用した時の食事代を支援しています。また、介護予防教室等利用料に対しても保険料段階の第1段階は自己負担なし、第2段階から第4段階の非課税世帯の方は0.75割負担、生活保護世帯の方は自己負担なしとなっております。

(2)介護保険利用の際の手続き

★①介護保険利用の相談窓口に専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行ってください。

【回答】

資格者3名と国や県が開催する研修等を積む職員を配置している。

②「基本チェックリスト」による振り分けは行わず、要介護認定申請を受け付けた上で、地域包括支援センターへつなぐようにしてください。

【回答】

「基本チェックリスト」については、1つの判断材料として利用していくことを検討、他の要因も鑑みながら手続きを進めていく予定です。

(3)基盤整備について

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

【回答】

現在、大口町内の介護保険施設として地域密着型グループホーム2ユニットの他、特別養護老人ホーム80床、老人保健施設118床、医療法人が母体である有料老人ホームは300床ある。現状、早急に整備を要する状況でないことから、施設整備については次期第7期計画を策定する中で検討します。

②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的に行い、入所希望者に対して「特例入所」を適用してください。

【回答】

介護認定の更新時期に、要介護1、2の認定になった場合に、認定者の入所先施設からの相談に応じ、状況を聞き取ると共に、特例入所の可否を判断している。

(4)総合事業について

★①総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」を一方的に押しつけたり、期間を区切った「卒業」はしないでください。

【回答】

総合事業については、平成29年度から開始しています。現行の介護予防の訪問と通所介護は、みなとして継続させ、現行と同様の運用をしています。

②サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努め、自治体としても必要な助成をしてください。

【回答】

総合事業については、平成29年度から開始しています。現行の介護予防の訪問と通所介護は、みなとして継続させ、現行と同様の運用をしています。総合事業の運営状況や利用者の意見を踏まえながら検討します。

## (5)高齢者福祉施策の充実について

①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

【回答】

平成23年度から高齢者の地域見守り支え合いの仕組み作りを進め、現在では町内各地区で取り組むサロン活動やいきいき100歳体操が行われている。今後、総合事業への位置づけに伴う助成などを検討します。

②住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

【回答】

住宅改修費については、受領委任払いをすでに実施しています。福祉用具、高額介護サービスの受領委任払い制度について、その必要性から当面実施する予定はありません。

## ★(6)障害者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

【回答】

障害者控除の対象者の認定は、税務署の指針に基づき適正な判断を行っています。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

【回答】

平成27年4月の認定審査会分から、自動的に個別送付を行っています。

## 2. 国保の改善について

★①保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。そのため一般会計からの繰入額を増やしてください。

【回答】

現在、納付金の試算結果を基に、平成30年度の税率等を試算している状況であります。大口町の国保財政は、毎年単年度収支が赤字になっており、保険税の引き下げについては、困難な状況であります。

★②18歳未満の子どもについては、子育て支援の観点から均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免制度を実施してください。

### 【回答】

国民健康保険法及び地方税法により、国民健康保険の加入者すべてが均等割の対象とされています。法定どおりの賦課を行っていきます。

★③資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

### 【回答】

資格証明書の発行については、特別な事情がないにも関わらず、長期に保険税を滞納している方との面談機会を増やし、納税相談等を行うためのもので必要なものと考えております。保険税の分納をしている滞納者の世帯には、正規の保険証が交付できるよう納税相談を行っています。

④保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。

### 【回答】

生活実態については、納税相談を通じ、把握に努めています。差押えは、事前に、保険税の納付を促していますが、それに応じていただけない場合のみ行っています。短期保険証の発行については、定期的に分納していただいている方には、6か月の保険証を交付しています。

⑤一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

### 【回答】

一部負担金の減免については、過去1年以内に世帯主又は国民健康保険加入者が風水害や火災により損失を受けた場合や、病気や失業により収入が減少した時に、緊急一時的な措置として、減免制度を設けています。平成24年8月からは、前述の要件に該当した場合の収入判定を生活保護基準の1・3倍以下とした規定を設けました。制度の周知については、ホームページにより行っています。

## 3. 税の徴収、滞納問題への対応など

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

### 【回答】

本町における差押の執行に当たっては、滞納者の生活状況や財産状況はもちろん、世帯構成等も視野に入れながら、十分に精査したうえで執行の可否を決定しております。当然、執行の際にも、差押禁止財産の差し押さえは行わないこととしており、十分な財産調査等を経たうえで、他の納税者との公正を確保するために、適正に差押を執行しております。

また、納税の緩和措置についても、徴収猶予や換価の猶予、滞納処分の執行停止はもちろん、任意分納や減免制度の有効活用等、それぞれの制度の適用が徴収上有利か否かを適正に判断するとともに、十分な折衝を実施する中で個々の実情を踏まえつつ、住民自らが納税する意

思を再確認できるよう努めながら、あらゆる視点から滞納整理方針を個別に定め対応しております。

#### 4. 生活保護について

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」「親族の扶養について問い合わせる」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

##### 【回答】

生活保護について、大口町では、愛知県尾張福祉事務所の所管事務となります。保護申請については、相談があった場合には速やかに愛知県尾張福祉事務所に連絡をし、対応しております。

★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。

##### 【回答】

愛知県尾張福祉事務所に要望いたします。

③生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめてください。

##### 【回答】

資産調査については、愛知県尾張福祉事務所が実施しております。内容については、一律的な調査ではなく、それぞれの状況に応じた調査を実施しています。

④通院の移送費(通院費)は金額の多少に関係なく、すべて支給してください。

##### 【回答】

移送費等の計算については、愛知県尾張福祉事務所が実施しております。

県の基準となっております。

#### 5. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

##### 【回答】

福祉医療制度については、子ども・高齢者・精神障がい者の医療について、県の補助範囲より拡充しており、当面は、現行制度を維持していく予定です。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

##### 【回答】

子ども医療の入・通院助成は、15歳の年度末まで現物給付をしており、毎年その助成額は年々増加しており、財政面からこれ以上の拡大は困難でありますので18歳年度末までの拡大は考えておりません。

また、国の「子どもの医療制度の在り方等に関する検討会」を経て、社会保障審議会で審議されておりますので、その動向を見守りたいと思います。

③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。

##### 【回答】

平成23年7月診療分から精神障害保健福祉手帳1、2級所持者の方には、入院・通院ともに全疾

病を対象としています。

## 6. 子育て支援について

(1)「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画をもって推進してください。

①愛知県の調査方法に準じて、市町村での子どもの貧困率を調査してください。

### 【回答】

本町における子どもの貧困率を標本調査で算出するには調査客体数が少なく統計的に信憑性に欠けること。また、全件調査とし、全世帯の可処分所得(年収から所得税・住民税及び社会保険料を除いたもの)を算出することは非常に困難であることから本町独自で子どもの貧困率を調査する考えは今のところありません。当面は、「愛知子ども調査」において本町が属する圏域である「尾張北部」の貧困率6.2%(122万円以下)、9.3%(137.5万円以下)を参考にしていきたいと考えております。

②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。

### 【回答】

母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業については、各都道府県・市・福祉事務所設置町村において実施しているため、本町としては、県が実施するこれらの事業の周知に努めていきたいと考えております。

★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金の支給は、新学期開始前にされるよう改善してください。

### 【回答】

福祉担当部局と連携し、年度途中の受付も行っています。

入学準備金については、入学前(前年度)の2~3月に支払ができるよう、現在調整中です。

④教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」としても、NPOなどで取り組まれている、「無料塾」や「こども食堂」のとりくみを支援してください。

### 【回答】

平成28年7月より、無料塾「サポートルームさくら」を開設しています。

★(2)小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないよう、当面一般財源繰り入れによる減額や多子世帯に対する支援などを行ってください。

### 【回答】

本町は、平成22年4月から給食費の半額補助を行っています。引き続き、子育て支援、保護者負担軽減措置として半額補助を継続してまいります。

(3)児童福祉法第24条1項に基づき、保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たしてください。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、施設形態の違いによって受ける保育に格差がないようにしてください。また、0歳から6歳まで通える認可保育園を増やしてください。

### 【回答】

大口町における保育を必要とする児童については、従来どおり町の責任で保育を提供していきます。認定子ども園、地域型保育事業については、現在のところ実施予定の施設はありませんが、今後、実施する施設が出てきた場合も、地域型保育事業の設備及び運営基準や特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準に従い保育提供の格差がないようにしていきます。

(4)保育施設において、どの時間帯においても、職員配置基準と労働基準法の両立が可能な人件費財源を確保できるよう、国に要請し、自治体としても独自補助を行ってください。

【回答】

保育士の職員配置及び待遇改善については、民間保育所も公立保育所と同等の配置及び待遇となるように、公定価格の人件費と実人件費を比較して、不足する分については、町から独自補助をしています。

## 7. 障害者・児施策の拡充について

★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などを拡充してください。また、暮らしを支える障害福祉サービスは、余暇利用を含めて障害者・児が必要とする時間を支給してください。

【回答】

障がい者が地域で安心して生活するために、障がい者やその家族を中心に、サービス提供事業者と話し合いながら、グループホーム等の地域における生活の場を提供できるよう引き続き検討を行っていきます。

また障害福祉サービスについては、国の基準の順守しつつ相談支援専門員と連携し、必要とされる適切な時間を支給していきます。

②移動支援(地域生活支援事業)を、障害者・児が必要とする通園・通学・通所・通勤に利用できるようになるとともに、入所施設の入所者も余暇利用できるようにしてください。また、診療・治療を受けている時間、院内での待ち時間も移動支援時間として認めてください。

【回答】

国制度である同行援護と同様に、移動支援の通園・通学・通所・通勤での利用や入所施設の入所者の余暇利用、診療治療を受けている院内での待ち時間における利用については現在のところ考えておりません。

③障害者(児)の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。

【回答】

現在のところ、国の設定する利用者負担が適切であると考えており、町独自で実施していく予定はありません。

★④40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

1)介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。

2)障害福祉サービスを利用する人が、要介護認定の非該当になった場合、障害福祉サービスの支給時間を削減することが無いようにしてください。

【回答】

町では、国の介護保険利用を優先させる施策は念頭に置きながらも、年齢到達と同時に一律に介護保険利用に移行させることはせず、障がい者本人の意向を聞きながら、制度について丁寧に説明し、障がい特性にあわせて適切なサービスを今後も提供していきたいと考えています。

⑤日用品の購入・洗濯・コミュニケーション支援など入院中のヘルパー利用を認めてください。通院ヘルパーについても、病院内・診察中の付き添いを認めてください。

【回答】

入院中のヘルパー派遣については、現行の障害福祉サービスの中では認められていないので、現段階において認めていく考えはありません。

⑥障害者が生活するグループホームの夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価を改善するよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

【回答】

国の社会保障政策に関することであり、町単独で補助する考えはありません。

⑦障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、居宅介護職への社会的理解を広めるために福祉教育をすすめるとともに、介護職の大切さを知らせてください。また、人手不足を解消するために、報酬単価を大幅に引き上げるよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

【回答】

障がいに関する理解を深めてもらうよう、町の広報誌による周知や、イベントでの啓発を行っていますので、その中で併せて介護職の大切さも周知していきたいと考えています。

また報酬単価の引き上げについて、町単独での補助は現在のところ考えてはおりませんが、折に触れ国や県には要望していきたいと考えています。

## 8. 予防接種について

①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウィルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

【回答】

流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウィルスワクチン、子どもや障害者インフルエンザワクチンの任意予防接種の助成制度については考えていません。

★②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を無料にしてください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

【回答】

高齢者用肺炎球菌については、平成23年6月から、75歳以上の方に対し接種費用一部助成または生活保護・非課税世帯の方には全額助成を行っています。平成26年10月から定期接種となり、定期接種対象者以外の方に対して、引き続き助成事業を行っていますが、2回目の助成は考えていません。

## 【Ⅱ】国および愛知県に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

### 1. 国に対する意見書・要望書

①国民健康保険の制度改革にあたり、国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。

【回答】(戸籍保険課)

現在、この要望については、考えておりません。

②マクロ経済スライドを廃止し、「年金カット法」の年金額改定新ルールは実施しないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。

**【回答】（戸籍保険課）**

国の動向を見守っていきたいと考えております。

- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。

**【回答】（健康生きがい課）**

機会があれば提出したいと考えております。

- ④子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付（窓口無料）で創設してください。

**【回答】（戸籍保険課）**

現在、この要望については、考えておりません。

- ⑤障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの社会資源を拡充し、福祉人材を確保してください。

**【回答】（福祉こども課）**

機会があれば提出したいと考えております。

## 2. 愛知県に対する意見書・要望書

### （1）福祉医療制度について

- ①子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付（窓口無料）で実施してください。  
②障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。  
③後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

**【回答】（戸籍保険課）**

現在、子ども医療を始めとする福祉医療制度について、持続可能な制度とすることを目的として県と市町村で構成する「福祉医療制度に関する勉強会」で研究を深めていくことになっておりますのでその動向を見守りたいと思います。

### （2）市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

**【回答】（戸籍保険課）**

現在、この要望については、考えておりません。

以上